８み共募　第６８号
令和８年１１月１日

行政区長・隣組長　様
（山川・高田地区）

福岡県共同募金会みやま市支会
会　長　金子　志郎
（公印省略）

赤い羽根共同募金の実施について（お詫び）

日頃より、本会事業並びに地域福祉の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、赤い羽根共同募金の収集方法を変更したことにより、行政区長様をはじめ隣組長様、住民の皆様に多大なご迷惑とご負担をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

今回の変更は、「世帯ごとに戸別募金用封筒が配布されることで、募金を強制されているように感じる」とのご意見が住民の方から寄せられていたことを受け、みやま市支会として、隣組封筒による方法へ見直しを行ったものでございました。

言うまでもなく、共同募金は皆様の善意による任意の募金であり、決して強制するものではございません。しかしながら、今回、事前に十分な説明もしないまま変更したことにより、実際に取りまとめに携わっていただく行政区長様や隣組長様に多大な混乱を招いてしまったこと、また募金額に関するプライバシーへの配慮が不足していたことについて、深く反省しております。

皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受け止め、来年度の収集方法につきましては、従来の戸別募金用封筒による方法に戻すことといたします。

今後は、事前の丁寧な説明を心がけ、皆様のご意見を十分に伺いながら事業を進めてまいります。引き続き、共同募金活動へのご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、マスコミ等でご存じのことと思いますが、北海道共同募金会の一職員による不祥事が発生し、共同募金を信頼しご支援くださる皆さまにご心配とご迷惑をおかけする事態となりました。赤い羽根共同募金は全国共通の運動ですが、募金の募集、管理及び配分は各都道府県ごとに実施しております。福岡県共同募金会の一支会として厳正かつ適切な取扱いに努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

北海道共同募金会に関する報道について
（福岡県共同募金会の管理体制について）

このたびは、北海道共同募金会の一職員による不祥事案が発生し、共同募金運動を信頼し、ご支援くださっている皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけする事態となり、誠に遺憾です。

共同募金は全国共通の運動ですが、募金の募集、管理及び配分は各都道府県共同募金会がそれぞれ独立した法人として実施しており、募金も原則として集められた都道府県内で活用されています。

福岡県共同募金会においては、事業部門（募金部　募金課）と総務部門（総務部　総務課・経理課）を明確に分離し、業務処理一つひとつが複数の職員により確認する体制をとっています。

特に、募金や事業費、事務費等の金銭の受払いを伴う会計処理については、別紙の取扱いを厳守し、公認会計士による点検を受けながら、日常的な内部牽制及び会計管理の適正化に努めております。

今後も、内部牽制体制の確認及び適正な運営の徹底を図るとともに、皆さまからお預かりした大切な募金を適正に管理し、その使途や成果について積極的な情報公開に努めてまいります。

社会福祉法人 福岡県共同募金会